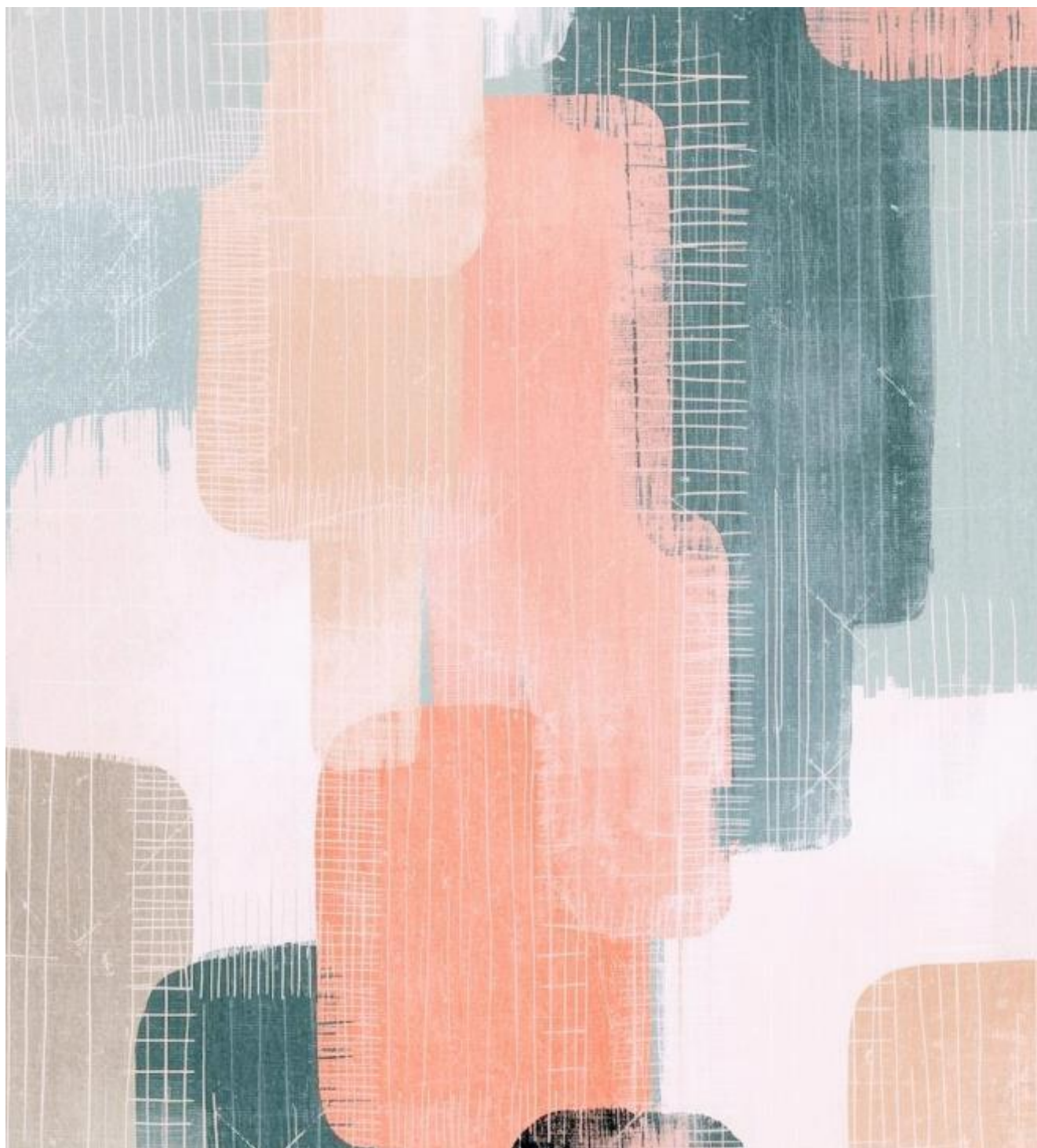


第4章 計画の推進体制



1 桐生市男女共同参画推進協議会

各種団体からの推薦や公募等の委員から成る「桐生市男女共同参画推進協議会」を設置し、計画の進行状況や、男女共同参画推進に関わる重要事項等について協議を行います。協議会からの意見等について積極的に検討を行い、よりよい施策の展開につなげていきます。

2 桐生市男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画に関する施策について、総合的かつ計画的に推進を図るため、「桐生市男女共同参画庁内推進会議」を設置します。推進会議を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化を行うとともに、男女共同参画に関する職員の共通理解の促進及び庁内の男女共同参画の環境整備に努めます。

3 市民・事業所・各種団体との連携

市民や事業所、各種団体等が、それぞれの立場で男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に行動していけるよう、積極的に計画の周知を行うとともに、官民協働による各施策の推進に努めます。

4 計画の進行管理

各事業の実施状況については、毎年度評価を実施し、桐生市男女共同参画推進協議会において報告を行います。協議会からの意見等については、各課へフィードバックを行い、事業の進め方や目標等について見直しのうえ、PDCA サイクルを回しながら、計画の着実な進行を図ります。また、毎年度の実施状況については、ホームページ等で公表します。